

レヴィナスの有限責任論について ——制度における主体性の問い——

松葉 類*

はじめに

本稿でわれわれは、エマニュエル・レヴィナス (Emmanuel Levinas, 1906-1995) の主要なモチーフのひとつである「他人への無限責任」に対して、「制度における有限責任」が有する制度論的意義について検討したい。

レヴィナスの述べるところによれば、糧を享受し、労働し、所有し、また、自分に対するものを知的な仕方では把握する主体は、こうした主体の権能を超えるものである他人と出会うことによって、必然的にその権能を問い直される。他人との出会いによる主体の権能の問い直しは、他人の「呼びかけ」と、それに対する主体の「応答 (réponse)」として描き出される。こうして他人へ応答する (répondre) 主体のあり方こそが「責任 (responsabilité)」である。この責任は、有限な主体を問い直す外部性への、すなわち「無限なもの」への責任であり、享受も、所有も、把握もできない他人に対する、主体のあり方である。主体はこの「無限なもの」に対する責任を自己の権能によって限定することができない。この限定されない責任こそが、「他人への無限責任」である。

一方、制度において主体は、人格間の「同等性 (égalité)」において裁かれる。なぜならそこでは、単に主体が他人と出会うことのみが問題になるのではなく、そのほかの人間、すなわち「隣人の隣人」が同時に問題となり、これらの他人たちを比較することによって、それらの関係を平準化する視点が

* 京都大学文学研究科後期博士課程

もたらされるからである。この視点の下では、諸人格は同等であり、その限りでのおの責任は制限され、比較されることとなる。この制限された責任を、本稿では「制度における有限責任」と呼ぶ。この論点は、特にレヴィナスの後期思想の正義論において主題化される。

従来の研究は、「他人への無限責任」を主として扱うことで、レヴィナスの責任論における「制度における有限責任」の重要性に十分に焦点を当てることが少なかった。そればかりか、後者の議論を指して、「こうした[責任論の]思考の洗練はすべて客観的と称される諸制度の手にゆだねるためである」として、「凡庸でその上失望させるものである」と非難する向きさえある¹⁾。だが、後者が正当に扱われなければ、様々な責任に関する彼の議論が、実際は制度を無視した非現実的で宙に浮いた議論であると解されかねない。そこで、前者の意義を確認するためにも、レヴィナスの諸著作の中から、あえて後者の議論を取り出してその位置づけを明確にしなければならない。

このことは、今回の研究会の共通テーマである「人間存在の回復」について、レヴィナス思想において語る条件となるであろう。制度において責任を制限することとは、帰責(imputation)、すなわち主体に対して何らかの罰則を伴った責めを帰することを限定することにつながる。これは法学的には「罪刑均衡原則(principle of penal proportionality)」と言われ、一般的な法規範において、犯した行為の重大さに応じて法の対象となる主体の帰責を限定する原則である。この原則によって帰責を限定された主体は、その帰責を引き受けることによって、法的主体としての身分保証の埒外へと永久に追放されることを免れることができる。このことは、当事者たる行為主体がもとの制度へと身分を回復するための条件をなしているのである。われわれは、制度における責任の制限というレヴィナスの問いが、主体の「自己を気遣うこと(soucier de soi)」の可能性の問いとして、以上のような理路を含んでいるということを明らかにしたい。

そこでわれわれはまず、レヴィナスの主著である『全体性と無限』(1961

年)の中から、「他人への無限責任」の基本的なテーゼを素描し、この議論に端を発する彼への批判を検討する(第一章)。次にレヴィナスの後期正義論から「制度における有限責任」をめぐる論述を取り出し、レヴィナスの責任論における意義を確認する(第二章)。その中でわれわれは、責任を限定することによる「自己への気遣い」の可能性が指摘されていることを見出すことができる。最後に、この「有限責任」の意義は、「市民」としての主体性の回復の条件として再検討されるであろう。

第一章 レヴィナスの無限責任論

第一節 他人への無限責任

周知のごとく、レヴィナスは他人との関係を論ずる倫理学を、存在論より根源的な第一哲学であると位置づけている。それは、存在論を含めたあらゆる西洋哲学の語りが依拠する、言語の根源となる意味性が他人の現前にあるからである²⁾。レヴィナスは、主著『全体性と無限』において以下のように述べている。

現れの両義性は〈表出〉によって、他者の私への現前、つまり意味作用の本源的な出来事によって乗り越えられる。[……]世界は私たちの主題となる——そうして私たちの対象となる——が、それはわれわれに提示されたものとしてであり、世界は〔他人の現前としての〕本源的な教えから到来する。科学的な営為自身もまた、その教えの只中に成立し、その教えを必要とする。世界は他人の言語において提供され、命題が世界をもたらすのである。〈他者〉が現象の始原なのである。(TI, 92f. 強調原文。以下同様)

主体に対する他人の現前は、世界をもたらす命題をなす、言語の意味作用

の本源である³⁾。その只中に主体が存在するところの世界——享受、労働、所有の世界——はこの意味作用によってはじめて分節化され、その分節化がもたらす命題の中で「世界」として提供されるのである。この他人との関係を語りうる倫理学は、こうして主体の形而下的な「世界」を成り立たしめる形而上学であり、存在論の前提をなしている。

存在の理解もすでに、存在者が与えられるところの主題の背後からふたたび生起する存在者に対して語られる。この「〈他人〉に対して語ること」——対話者としての〈他人〉とのこの関係、存在者とのこの関係——が全ての存在論に先立つのである。他人との関係が、存在における究極の関係である。存在論は形而上学を前提としているのである。(TI, 39)

すなわちレヴィナスは、世界内の主体がすでに発している言語の、向かう先であり、その発話の原因である対話者との関係を、存在論の語りを含めたあらゆる意味作用の本源とするのである。だとすると世界内において言語的存在である限り、この他人との関係を問わずに済ませることはそもそも不可能なのだが、それに対して自己欺瞞的に自己同一性を拡大していく主体のことをレヴィナスは「帝国主義」(TI, 86)と形容している。しかし他人は、そうした「帝国主義」的主体に対してさえなおも不可避免的に現れ、この「帝国主義」を問いに付すのである。

言葉を換えれば、外部的なものが、内部的なものである主体の有限性 finitude を暴露する「無限なもの l'infini」を主体に対置しているということになる。この「無限なもの」——他人の「顔」——を、主体は無視する——「殺す」——ことはできない。

〈他者〉が私に対置するのは何らかの最上級の力ではなく〔……〕、まさしく〈他者〉の超越という無限なものである。この無限なものは殺人よ

りも強く、すでに〈他者〉の顔においてわれわれに抵抗している。この無限なものは〈他者〉の顔であり、根源的な表出であり、「あなたは殺人を犯してはならない」という最初の語なのである。(TI, 217)

この根源的意味性、「あなたは殺人を犯してはならない」という最初の言葉は、有限な主体の主体性を問いに付す「呼びかけ」であり、主体はこの呼びかけを前提とした新たな主体性を獲得していく⁴⁾。この新たな主体性の獲得は、呼びかけへの「応答 (réponse)」であり、主体はこのようにして他人へ応答する「責任 (respons-abilité)」を負う。無限なものへの応答は、享受、労働、所有とは異なり、主体の有限性への包摂として考えることはできない。つまり、主体の権能の及び得ぬ他人への責任は、この意味で無限なのである。

さて、この主体は、「普遍性、国家、歴史、全体性において」、諸主体の中で客観化されてしまう。これらにおいて主体は、その本来的な主体性から疎外され、客観性において扱われるのである。だが、他人との関係によって、主体は、「責任を負ったものとして、自分が己の最終的な実在性に連れ戻されていることを見出す」(TI, 194) ののである。言い換えれば、他人との関係は、主体に責任を負わせることによって、客観化されてしまっている主体の実在性を取り戻させるものである。他人によって権能を問いただされると同時に、主体は諸主体の中で「責任を負ったもの」として、「最終的な実在性」としてのいわば本来的な主体性へと送り返されるのだ。

以上が、レヴィナスの扱う「他人への無限責任」と、その意義の基本的な素描である。レヴィナスはその著作の中で、この責任論を繰り返し強調することで、主体性の学としての西洋哲学の在り方を問い直そうとするのである。

第二節 無限責任論への批判

さて、この「他人への無限責任」論に対しては、いくつかの批判が提出さ

れている。まずは、この責任論へのもっとも早い応答である、J・ヴァールによる「国家の必要性」の指摘を参照しよう。

『全体性と無限』刊行直後の1962年1月27日、講演「超越と高さ」において、同様にレヴィナスは「他人への無限責任」を論じているが、それに加えてこの責任を負った主体が、国家の「階層性 (hiérarchie)」から退却することについても強調している。「国家がそれによって設立され、維持される〈戦争〉、〈管理〉、言い換えれば階層性は、その純粋性において維持するはずであった〈同〉 [= 主体] を疎外する」(LC, 75) のだが、疎外に陥らないためには、この「階層性」から「退却 (reculer)」しなければならない。この退却が可能となるのは、他人への責任によってのみである (LC, 76)。これこそが、主体を問い直す他人への「無限責任」である (LC, 83, 88)。レヴィナスによれば、「無限責任」を負った主体のみが、国家を成立せしめる階層性から退却しうるのだ。

この『全体性と無限』を引き継いだ議論に、ヴァールはレヴィナスの国家批判を見て取っている。彼はレヴィナスの責任論が、国家からの退却のみを扱っている点を指摘する。レヴィナスが扱わなかった、国家の「有用性」について注意を促すのである。講演のあとの「討議」で彼は以下のように問うている。

あなたは国家について話しました。国家批判をしたいのは山々であるにもかかわらず、国家の有用性についてもやはり感じます。国家なくして、何が起きるでしょうか。(LC, 96)

この問いに対し、レヴィナスは以下のように答えている。

恐るべきものであるような残酷さが存在するのは、それがまさしく「国家における」合理的〈秩序〉の必要性から生じているからです。お望み

ならこう言いましょう。公僕には見えない涙が存在するのです。それは他者の涙です。[……] 私の見方では、主体性による [この秩序への] 抗議が好意的に受け入れられるのは、主体性のエゴイズムが聖なるものであるという理由からではなく、自我のみが他者の「秘めたる涙」に気づくことができるからなのです。この涙は、まさに合理的であるような、階層性の機能が流させるのです。(LC, 97f.)

この回答においてレヴィナスは、他者の涙を流させ、それに気づいた主体が抗議することができる、という理由でのみ国家の必要性を論じている。レヴィナスが述べているのは、ヴァールの指摘するような国家の有用性そのものではなく、「他者の涙」に気づき、国家から退却するための逆説的な意味での国家の必要性である。その後の議論においても彼はコジェーヴ、イボリット、E・ヴェイユの国家論の重要性を認めつつ、国家における階層性への「抗議」にこそ強調点を置いている (LC, 99)。ヴァールの指摘は、むしろそうした「抗議」ないし批判にもかかわらず、やはりそれを包括する階層性を持つ国家が必要であることにこそあったのだから、二人の議論はかみ合っておらず、互いの裏表を行き来しているに過ぎないように見える。

また、P・リクールは論文、「責任の概念。意味分析の試論」(1994年)の中で、ヴァールが指摘したような、「無限責任」を制限する必要性について、「帰責」という観点から論じている⁵⁾。

より正確に言えば、エマニュエル・レヴィナスによると、内的な裁判権からではなく、他人からこそ、道徳的な命令が言わば施行される。他人は道徳性の源泉となることで、命令の源泉そのもののもろさや可傷性に応じた配慮の対象へと昇格する。[責任の対象の] 位置づけの変化はしたがって反転となる。つまり、ひとはまず他人に責任を負っているか

らこそ、損害に責任を負うようになるのだ。だがそれですべてではない。〔……〕ここで責任の範囲の無際限な拡張について語ることができる。責任ある気遣いの焦点となるような、人間とその環境の未来の可傷性への拡張である。この範囲は、空間的そして時間的に、われわれの諸行為の帰結の概念へと拡張されるのである。問いは以下のようなになる。われわれの諸行為の責任は、空間そして時間においてどこまで拡張するのか⁶⁾。

賠償などの責めを主体に負わせること、すなわち帰責 (imputation) が拡張し、「すべてはあたかも、責任がその光を遠くへ投げるにしたがって、その諸帰結を薄め、恐るべき有害な諸帰結の行為主体あるいは主体たちを把握不能にしてしまうに至るかのようになる」。そして、行為主体の責任は「無際限に」拡がり、「賠償の観念」が不可能となってしまうのである⁷⁾。ここでリクールは、責任と帰責とを区別することでレヴィナスの責任論に対して、主体の帰責の画定の問題を提起している。道徳的な命令が無限であるのだとすれば、制度的な帰責もまた、際限なく拡散してしまうのではないかと彼は指摘する。翻って言えば、帰責を確定するためには、主体の責任が限定されている必要があるのだ。

そもそもここでリクールがレヴィナスの責任論を引きながら、責任が「空間的そして時間的に」拡張することについて論じることができるかどうかには疑問がある。すでに述べたように、「他人への無限責任」は、主体の有限性を開くものであるからこそ無限なのであった。たしかに、この責任は一般的な制度における帰責のように時空間的に特定されうるものではないが、だからといって「無限責任」の意味が時空間的に拡張された帰責にあるというわけではないのである。

しかしそれでもなお、リクールがレヴィナスの責任論を引きながら、帰責概念の有無に言及している点は注目すべきであろう。リクールの論じるように、道徳的命令とそれに対する責任を伴った制度において、一般的に責任は、

制度から逸脱した主体への帰責と表裏一体をなしている。つまり制度における責任が限定されなければ、帰責は——責任の無限性に依拠して——その都度無際限でありうる。それに対し、制度における有限責任の範囲で他人へ責任を負う主体は、その範囲で帰責を負うにすぎない。このことは、制度において主体性を保証すると同時に、制度から逸脱した主体が再び制度における主体性を回復することの条件でもある。帰責が限定されない場合、いったん制度から逸脱すれば、ある主体は、制度がその地位を保証していた主体性からは無際限に逸脱することになってしまう。このことが無際限のペナルティとしての暴力を生むか、あるいは制度的身分の保証からの永久追放となるかはその制度の性質に依存するであろう。反対に、帰責が制限されれば、制度における主体性からの逸脱はその限りに留まる。つまり、限定された帰責を引き受けることによって、主体が制度の保証する身分へと回復する可能性が生じるのである。

この制度における主体性の回復という議論は伝統的な法学の主題でもある。一般的な法規範において、法はそこから逸脱した主体に対し責めを与えるが、法の対象となる主体の帰責を限定することによって、帰責を引き受けた主体が、法の身分保証の埒外へと追放されることを免れることができる。つまり、「罪刑均衡原則 principle of penal proportionality」によって⁸⁾、逸脱した主体は制度における主体性を回復することが可能となるのである⁹⁾。

「責任の概念。意味分析の試論」においてリクールが責任概念から帰責概念を区別するのは、ひとつにはこうした問いを問うためであった¹⁰⁾。レヴィナスが、リクールの論じたような帰責について論じていないとしたら、たしかに責任論としては片手落ちであると言わざるをえない。リクールはレヴィナスの主張するような無限責任が制度によって制限されないことの問題点を、まさに帰責が限定できない点に求めているのである。

第二章 制度における有限責任

さて本当のところ、レヴィナスは、「他人への無限責任」を論じる際に、制度における責任を問わずにいたのであろうか。われわれの考えでは、彼はこれを主として彼の後期思想において主題化している。その際、人格間の同等性を強調することで、責任が制限される場면을積極的に論じている。ここに、ヴァールやリクールの指摘に対する応答を、レヴィナスのテキストの中に見出すことができるのである。

まず、後期の主著『存在するとは別様に、あるいは存在の彼方へ』（1974年、以下『存在の彼方へ』）を確認しよう。以下の箇所において、レヴィナスは主体と他人との関係における、「法、自律性、同等性」を論じている。

対格としてある純粋な自己は、社会的上部構造への道程がどんなものであれ、自由より前に責任を負う。この社会的上部構造においては、私と他者との比較を絶する非対称性が、——正義において——、法、自律性、同等性を再び見出すことになる。(AE, 163)

レヴィナスは、他人への責任を負う主体のことを、他人のための応答の「対格として」規定しながら、この主体が「正義」において「法、自律性、同等性」を見出すと述べている。「他人への無限責任」を負った主体が、「正義」において同等性を見出すとはどういうことだろうか。この記述を理解するために、たとえば論文、「ブーバーについて——若干の覚書」（1982年）におけるレヴィナスの議論が手引きとなるであろう。

われわれのたどった展望によれば、倫理的不同等性から——われわれが間主観的空間の非対称性と呼んだものから——「人格間の同等性」への移行は国家 (État) における市民たち (citoyens) の政治的秩序に由来

することになるであろう。倫理的秩序から国家が誕生することは、私の隣人「の隣の」第三者¹¹⁾へもまた応答しなければならない限りで知解可能なものとなるであろう。だが、誰「の隣に」誰がいるというのだろうか。私の隣人との関係の直接性は人間を人間のうちで比較し、裁く必要性によって矯正される。正義と客観性との場である普遍的な諸原則に訴えなければならないのだ。(HS, 62)

ここでレヴィナスは、他人との「倫理的秩序」から、「国家における市民たちの政治的秩序」が生まれることについて論じている。他人との関係である倫理的秩序は、既に述べたように隣人、つまり他人への無限責任にもとづく応答として論じられていた。ところが、他人のみならず、彼の隣にいる、さらに別の他人へも応答しなければならないとすれば、事情が変わってくる。どちらの責任をどれだけ優先するべきかを「比較し、裁く」必要性が生じるからである。この必要性によって、倫理的秩序は平準化されるのである。

この無限責任は、単に矯正されるだけではない。この責任の平準化によって、各々の責任が外的な視点から固定されることで、主体は同等な「市民たち」となり、それぞれ相互的な責任のネットワークは「普遍的な諸原則」を形成するのである。そこでは諸人格は、それぞれの自己同一性を有しているとしても、同時に互いに責任を負う、一市民として扱われることになる。要するに、比較しえない無限責任の複数性によって、それぞれの主体が市民として客観化されることで、制度において比較される、いわば「有限責任」が生まれるのである。

この「市民」という語は、責任が生む正義における主体性を表現するためにしばしば用いられる。たとえば同年の対談「哲学、正義、愛」において、レヴィナスは以下のように述べている。

〈正義〉の秩序がないとしたら、私の責任には限界がないでしょう。正

義に端を発する、必要な暴力がある程度存在するのです。さて、正義について語るなら、裁き手を認めなくてはならず、国家とともに諸制度を認めなくてはなりません。対面の秩序のみならず、市民の世界において生きなければならないのです。(EN, 115)

ここでレヴィナスは先述のヴァールの視点を内面化しつつ、私の責任を制限することと、そのための「暴力」、そして「裁き手」、「国家」、「諸制度」の必要性を論じ、こうした秩序を、「対面の秩序」ではない「市民の世界」であると考えている。さらに、そのすぐ後の応答において彼は、「市民として」の「相互性」を、「対面の関係よりも複雑な構造を有する」ものと形容している。(EN, 116f.)。このように、レヴィナスは責任論において「制度における有限責任」を負った主体性を「市民」と呼び、他人と出会う主体性とは区別しているということがわかる。

さらに、責任を限定し、帰責が生まれることで、責任を負う主体は、それ以上の帰責が課されないようにと自己自身を「気遣う」ことができる。レヴィナスは『存在の彼方へ』において、これを以下のように述べている。

たしかに——これは別の主題であるが——、私の万人への責任は、また、責任が制限されることによって現れうるし、現れるはずである。自我は、この無制限の責任の名のもとに、自己のことも気遣う (soucier de soi) ように呼びかけられうるのである。他者、私の隣人が、彼もまたその隣人であるような他者との関係において第三者でもあるということが、思考、意識、正義、そして哲学の誕生である。第一の、無際限な責任はこの正義の、自己の気遣いを正当化するのだが、忘れ去られてしまいうる。この忘却においては、意識は単なるエゴイズムである (AE, 165)。

ここで彼は、無限責任の制限という主題のもとに、自己を「気遣う」こと

について言及している。隣人である他人のさらに隣人である第三者の存在は、責任同士を「比較し、裁く」ことで、それらを平準化させ、限定するのであった。無限責任は、この正義の地平において制限されることで、自己への気遣いを正当化するのである。

また、このことは、当該引用では「思考、意識、正義、そして哲学の誕生」と言い換えられている。先の引用でレヴィナスは、「国家における政治的秩序」について述べていたが、前節で検討した責任という語本来の含意を考えれば、責任の制限によって誕生する秩序がかかわるのは、明文法にとどまらず、第三者たちに関わる限りで、黙示的な制度、さらに言語、知的営為としての学そのものを含めて考えることができるであろう。

さて、『存在の彼方へ』のこの記述は、その2年後、1976年3月5日のソルボンヌ講義（「存在論からの出口としての倫理的関係」）において再び語りなおされることになる。

ある社会において、私の万人に対する責任は、制限されることにおいても現れうるし、現れるはずです。人質というこの責任の過剰化は、その過剰において限界をもたらします。自我は無際限の責任の名のもとに、自己を気遣うことへと導かれうるのです。他者もまた彼に対してまた隣人であるような他者に対して第三者であるということ（社会において、われわれは二人では決してなく、少なくとも三人である）、私は隣人と第三者の前に自らを見出すということによって、私は比較し、考量し、吟味しなければなりません。私は考えなければなりません。したがって、私は意識を持たなければならないのです。知はここに現れます。私は正しくなければなりません。この意識、知、正義の誕生は、同じく愛の知恵としての哲学の誕生でもあります。第一の無際限の責任はこの正義の気遣いを正当化しますが、忘れ去られてしまいます。この忘却において、自己による自己の単なる所有としての意識が生まれるのです。ある記憶

が、この忘却の底に作動しているのです。(DMT, 214)

この記述においてレヴィナスが用いた、「社会において、われわれは〔……〕少なくとも三人である」という表現に注目したい。他人への無限責任が、第三者の存在によって制限されることによって、制度において有限責任を生むという議論は、制度の生まれる瞬間を描いたような発生論的なものではない¹²⁾。社会において主体は常にその責任を制限されているが、その制度に残された「記憶」として無限責任は作動し続けている。この無限責任こそが、本稿第一章第二節で述べた主体を「階層性」において問い直す責任である。社会の「階層性」にすでに属している主体は、「他人への無限責任」を負うことで、その階層性から「退却」し、階層性へと「抗議」することができるのである。つまり、制度において、「他者への無限責任」は、制度をその都度問い直すために作動するのである¹³⁾。

さて、制度において責任が限定されることによって、この責任に対する帰責が限定されうる。前章で述べたように、この限定された帰責を引き受けることによって、主体が自己を気遣い、制度においてもとの主体性、「市民」の主体性へと回復する可能性が拓かれる。こうした議論において、レヴィナスとてリクールが述べたような仕方で、帰責の限定を論じることができるということが明らかになる。

レヴィナスは無限責任のみならず、「制度における有限責任」についても論じ、その価値を認めていた¹⁴⁾。この問題は、主として『存在の彼方へ』以降のレヴィナスの著作において「正義」の主題のもとにしばしば扱われる問題であり、それらの中でレヴィナスはこれを政治秩序、司法制度の問題などと形容していた。レヴィナスが国家の必要性を軽視しているとか、レヴィナス責任論において制度における責任の制限の問題がないという主張はできない¹⁵⁾。むしろ、われわれは「制度における有限責任」という観点から逆照

射することで、レヴィナス責任論の制度論的意義について論じることができるのではないだろうか。

おわりに

本稿においてわれわれは、レヴィナスの責任論において、彼の主要なモチーフである「他人への無限責任」のみならず、「制度における有限責任」が有する重要性を指摘した。そのことによって、レヴィナスに対する批判のいくつかに応答することができるとともに、レヴィナスの責任論における「市民」としての主体、そしてこの主体への帰責の限定という問題を論じることができた。このことはレヴィナスの著作において語られることの少ない、「自己への気遣い」というテーマを、制度における主体性の回復の条件として考える視座を与えるものである。

レヴィナスの責任概念はしばしば自己犠牲的で特殊な主体にしか引き受けられない責任であるように受け取られることがある。だが、実のところレヴィナスは制度における帰責を扱う、現実的な責任論をも提出しようとしていたのだ。リクールが指摘したように、責任の限定は、一般的に制度の根幹をなす帰責を論じるために、重要な主題である。そしてその際、この帰責を引き受ける主体性についても同時に論じる必要がある。われわれが読解したように、レヴィナスは特に後期思想において、これらの問いに対して様々な形で応答を試みていたのである。

また、本稿は法学における「罪刑均衡理論」と、法を逸脱した主体の回復という伝統的な問題によって争点の明確化を試みた。レヴィナスの制度論的意義に関する議論はまだ少ないが、こうした試みは今後さらに展開されうるであろう。これからの課題としたい。

略号

Emmanuel Levinas

TI : *Totalité et infini. Essai sur l'extériorité*, Paris : Le Livre de Poche, 1971[1961].

AE : *Autrement qu'être ou au-delà de l'essence*, Paris : Nijhof, 1974.

HS : *Hors sujet*, Paris : Le Livre de Poche, 1997[1987].

EN : *Entre nous*, Paris : Le Livre de Poche, 2010[1991].

LC : *Liberté et commandement*, Paris : Le Livre de Poche, 2008[1994].

DMT : *Dieu, la mort et le temps*, Paris : Le Livre de Poche, 1995[1993].

Roger Burggraeve et Emmanuel Levinas

ELSA: *Emmanuel Levinas et la socialité de l'argent : Un philosophe en quête de la réalité journalière ; La genèse de Socialité et argent ou l'ambiguïté de l'argent*, Leuven : Peeters, 1997.

付記

本論は日本学術振興会特別研究員として平成 28 年度文部科学省科学研究費の交付を受けた研究成果の一部である。

注

- 1) Daniel Sibony, *Don de soi ou partage de soi? Le drame Lévinas*, Paris : Obile Jacob, 2000, p. 32.
- 2) 「スピノザからヘーゲル」、あるいはフッサール、ハイデガー等の主体論を、領域拡大する主体であり、その前提をとり逃しているとして、レヴィナスは『全体性と無限』において批判している(TI, 86)。以前われわれはこのことについて論じたことがある。拙稿、「自由の哲学者たち:レヴィナスとサルトル」、『宗教学研究室紀要』11号、2014年、82-98頁を参照のこと。
- 3) ここでは「現前」という言葉が用いられているが、後期においては、この他人の現前へ主体がつねに遅れているということ、つまり同時性を欠いているということという

- 意味での「隔時的思考 (pensée diachronique)」がむしろ強調されることになる (AE, 8f.)。
- 4) この「殺してはならない」という言葉は、他人との出会いを無視することの不可能性、出会いの不可避性を指す。だが、これは私の応答としての「殺人」の可能性を拓く出会いでもある。レヴィナス自身が言うように、むしろ「殺人の月並みさ」は、他人との出会いにもかかわらず存在する (TI, 217)。
 - 5) Paul Ricœur, « Le concept de responsabilité. Essai d'analyse sémantique », *Esprit*, novembre 1994, pp. 28-48, also in, *Le Juste I*, Paris : Esprit, 1995, pp. 41-70.
 - 6) *Ibid.*, p. 63.
 - 7) *Ibid.*, pp. 64f.
 - 8) この「罪刑均衡原則」は、18世紀における啓蒙主義的刑法学から提唱されている法原則である (cf. Jeffrey Fagan (ed.) and Franklin E. Zimring (ed.), *The Changing Borders of Juvenile Justice: Transfer of Adolescents to the Criminal Court* (The John D. and Catherine T. MacArthur Foundation Series on Mental Health and De), Chicago : University Of Chicago Press, 2000, p. xi, Francis A. Allen による序文)。また、この原則を、司法の目的論の現在の議論状況において適切に論じた論文、辻脇葉子「応報と修復の関係——コミュニケーション的刑罰論の視座から——」、『情報コミュニケーション学研究』、第3巻、2007年、39-66頁を合わせて参照のこと。
 - 9) 中村悠人「刑罰の正当化根拠に関する一考察 (1) : 日本とドイツにおける刑罰理論の展開」、『立命館法學』2012年、244-324頁は、C・ロクシン、A・カウフマンの議論を引きながら、相応の刑罰を与えることによる、犯罪者の「市民」としての主体性回復、あるいは「再社会化」という主題を「積極的一般予防論」の文脈で手際よく整理している。
 - 10) この点につき、Jaeger Marcel, « Du principe de responsabilité au processus de responsabilisation », in, *Vie sociale*, N° 3, 2009, pp. 71-81 を参照のこと。著者は「注目すべきあるテキストにおいて、ポール・リクールは責任概念をめぐる曖昧さを強調している」と述べ、当該論文におけるリクルールの議論を追う。帰責という概念は、リクルールの初期著作である『意志的なものと非意志的なもの』(1950年)においてすでに用いられており、『承認の行程』(2004年)においてすぐれて主題化されている。なお、この点につき、川崎惣一「リクールにおける自己の解釈学」、『城西国際大学紀要』第16巻2号、2008年、57-71頁を参照のこと。
 - 11) この「第三者」は、レヴィナス思想の道行きにおいてその位置づけを変化させた語のひとつである。われわれはその位置づけについて、拙論「レヴィナスによる二つの第三者論 : 「眼差しの中の第三者」と「隣人の隣人」」、『宗教学研究紀要』第12号、2015年、118-131頁において扱ったことがある。
 - 12) 『存在の彼方へ』においてこのことは、「第三者の介入は経験的事実であるというわけ

ではないし、他人への私の責任が「ことの成り行きで」計量するに至るほかないというわけではない」と述べられていた (AE, 201)。

- 13) 本稿ではこの「無限責任」による制度の問い直しという議論に立ち入ることはできないが、レヴィナスはこのことを後期において繰り返し主張している。たとえば1986年4月10日の対談において、レヴィナスは、「無限責任」——ここでは「慈愛」と呼ばれる——が「既存の正義よりも良い正義を生むために働きうると論じている (ELSA, 38)。
- 14) ある論者は、レヴィナスの責任論の読解に対して、この司法における責任の有限性を重視する (N. Frogneux, « Limiter ma violence », in N. Frogneux (éd.) et F. Mies (éd.), *Emmanuel Lévinas et l'histoire*, Paris : Cerf, 1998, pp.189-191.)。
- 15) この意味で、G. Hansel はレヴィナスが政治的アナキストであるとする読解を強く否定している。George Hansel, « Éthique et politique dans la pensée d'Emmanuel Levinas », in, Joëlle Hansel (dir.), *Levinas à Jérusalem*, Paris : Klincksieck, 2007, p. 169.